

第57回福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
(令和4年3月4日開催) 無料検査関係部分抜粋

IV 「感染再拡大防止対策期間」における県民・事業者に対する要請

区域: 県内全域

期間: 令和4年3月7日(月曜日)0時から4月7日(木曜日)24時まで

I 県民への要請

(2) 外出・移動(特措法第24条第9項)

- ② まん延防止等重点措置区域等との不要不急の往来は極力控えること。どうしても必要な場合は、PCR等検査の結果が陰性であることの確認を行うこと。それ以外の地域との県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。

(3) 飲食

- ② 飲食店等の利用にあたり、同一グループの同一テーブルの利用は4人以内とすること。(特措法第24条第9項)

(ただし、「対象者全員検査」※を行い、認証店のうち、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の利用も可とする)

※ 「対象者全員検査」とは、県が飲食・イベント等における人数制限を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、制限の緩和を可能とするもの。

(6) 無料検査の継続実施(特措法第24条第9項)

- ① ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。

※検査場所の最新情報は県ホームページに掲載又はコールセンターで案内しています。

※発熱等の症状がある場合は、医療機関を受診してください。